

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (総務業務センター)	31
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (農業支援課)	31
○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業支援課)	32
○土地改良事業の施行の認可..... (農業支援課)	32
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	32
○土地改良法による道営換地計画の決定..... (農業施設管理課)	33
公 表	
○水防法による浸水想定区域の指定..... (河川課)	33
支庁告示	
○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業務の停止処分.....	33

告 示

北海道告示第631号
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成18年7月25日
北海道知事 高橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 複写機等の賃貸借その1
ア 落札に係る物品等の名称
複写機等の賃貸借(点検、調整及び消耗品(用紙を除く。))の供給を含む。)1台
1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価
イ 調達台数及び調達予定枚数
1台及び1か月当たり25,000枚

(2) 複写機等の賃貸借その2
ア 落札に係る物品等の名称
複写機等の賃貸借(点検、調整及び消耗品(用紙を除く。))の供給を含む。)1台
1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価

イ 調達台数及び調達予定枚数
1台及び1か月当たり3,600枚

2 落札を決定した日
平成18年7月6日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 複写機等の賃貸借その1
ア 氏名 富士ゼロックス北海道株式会社
イ 住所 札幌市中央区大通西10丁目4番地133

(2) 複写機等の賃貸借その2
ア 氏名 北海道オフィス・マシン株式会社
イ 住所 札幌市中央区大通西16丁目3番地

4 落札金額

(1) 複写機等の賃貸借その1

基本料金		3,000円
複写料金	1枚から3,000枚まで	1枚当たり 1.20円
	3,001枚から8,000枚まで	1枚当たり 1.18円
	8,001枚以上	1枚当たり 1.00円

(2) 複写機等の賃貸借その2

基本料金		0円
複写料金	1枚から3,000枚まで	1枚当たり 3.30円
	3,001枚以上	1枚当たり 3.30円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告
平成18年5月26日付け北海道告示第486号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道総務部行政改革局総務業務センター
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第632号
土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。
平成18年7月25日
北海道知事 高橋 はるみ
南るもい土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	平成18. 6. 10	理事	小林 清己	留萌郡小平町字富里832番地
同	同	同	樋口 隆	留萌市東雲町2丁目100番地
同	同	同	林 誠一	大字留萌村字藤山1701番地の2
同	同	同	五十嵐 正栄	字藤山4195番地
同	同	同	北村 満男	留萌郡小平町字菊岡27番地
同	同	同	関口 正義	字本郷78番地
同	同	同	伊藤 高男	字寧楽1172番地
同	同	同	向 桂 作	字住吉647番地
同	同	同	酒井 清美	字達布775番地の2
同	同	監事	菅原 太一	留萌市大字留萌村字留萌原野11線14番地の17
同	同	同	笹島 道博	留萌郡小平町字小平町895番地
退任	同 18. 6. 9	理事	小林 清己	同 字富里832番地
同	同	同	樋口 隆	留萌市東雲町2丁目100番地
同	同	同	林 誠一	大字留萌村字藤山1701番地の2
同	同	同	五十嵐 正栄	字藤山4195番地
同	同	同	北村 満男	留萌郡小平町字菊岡27番地
同	同	同	関口 正義	字本郷78番地
同	同	同	伊藤 高男	字寧楽1172番地
同	同	同	向 桂 作	字住吉647番地
同	同	同	酒井 清美	字達布775番地の2
同	同	監事	菅原 太一	留萌市大字留萌村字留萌原野11線14番地の17
同	同	同	笹島 道博	留萌郡小平町字小平町895番地
上ノ国土地改良区				
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	平成18. 7. 7	理事	刀 祢 勝彦	檜山郡上ノ国町字木ノ子47番地
同	同	同	草間 一信	字北村230番地の3
同	同	同	鈴木 敏秋	字豊田383番地の3
同	同	同	大口 勇	字桂岡148番地
同	同	同	佐藤 八代	字北村253番地
同	同	監事	瀬戸 文雄	字中須田443番地
同	同	同	伊倉 正幸	字宮越128番地の6
退任	同 18. 7. 6	理事	刀 祢 勝彦	字木ノ子47番地
同	同	同	草間 一信	字北村230番地の3
同	同	同	神 定 雄	字桂岡605番地の2

同	同	同	森 昌幸	同	字中須田703番地
同	同	同	山下 敏雄	同	字新村234番地の3
同	同	監事	瀬戸 文雄	同	字中須田443番地
同	同	同	田 中 正文	同	字石崎無番地

北海道告示第633号
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。
 平成18年7月25日
 北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日 土地改良区名
 平成18. 7. 11 様似土地改良区
 同 18. 7. 13 北生振土地改良区

北海道告示第634号
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、平成18年7月12日、当別土地改良区が新たに行う土地改良（基盤整備促進〔基盤整備〕（農業用排水））事業の施行を認可した。
 平成18年7月25日
 北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第635号
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（厚南第1地区経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。
 その関係書類は、北海道胆振支庁に備え置いて、平成18年7月26日から20日間、一般の縦覧に供する。
 なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。
 また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。
 平成18年7月25日
 北海道知事 高橋 はるみ

<p>北海道告示第636号</p> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、北斗市東開発地区の換地計画を定めた。</p> <p>その関係書類は、北海道渡島支庁に備え置いて、平成18年7月25日から20日間、一般の縦覧に供する。</p> <p>なお、この計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。</p> <p>また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>平成18年7月25日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 高橋 はるみ</p>	<p>4 登録番号 北海道知事(1)石第02935号</p> <p>5 業務停止の期間 平成18年7月18日から8月16日までの間の30日間</p> <p>6 業務停止の範囲</p> <p>新規（金銭の借換を含む。以下同じ。）の金銭の貸付、新規の金銭の貸借の媒介及び新規の金銭の貸付の代理業務。ただし、行政処分の効力発生以前に資金需要者等から申込等があり、金銭の貸付等を行わなかったときに資金需要者等に損害が発生すると見込まれる場合は、法に違反しない部分に関する業務についてのみ行うことができる。</p>
<p>公 表</p>	
<p>水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、二級河川松倉川水系松倉川及び鮫川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。</p> <p>これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道函館土木現業所事業部治水課及び事業課に備え置いて閲覧に供する。</p> <p>平成18年7月25日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 高橋 はるみ</p>	
<p>支 庁 告 示</p>	
<p>北海道石狩支庁告示第17号</p> <p>貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条第1項の規定により、次の貸金業者に対し貸金業の業務の停止処分をしたので、同法第41条の規定により公告する。</p> <p>平成18年7月25日</p> <p style="text-align: right;">北海道石狩支庁長 三 好 昇</p> <p>1 住 所 札幌市中央区南1条西7丁目1-3 三井農林札幌ビル3F</p> <p>2 名 称 ジャパン・コミュニティ・エンタープライズ</p> <p>3 氏 名 石井 吉智</p>	

